

見守り活動における責任の所在の整理

◎前提：本見守り活動は業務ではなくボランティアであるため、ボランティアに子どもの監督責任はない。

→チラシ等対外的に明記しておく必要がある。

<文案>

本活動は、旧本郷一小跡地で多くの子どもたちが自由に楽しく安心して遊んでいただけるよう、地域住民がボランティアで見守りを行うものです。活動は業務ではなくボランティアで行っています。遊び中の事故やケガについては、保護者の自己責任となります。

- ・跡地の不備は町
- ・プレハブ、デッキの不備は事務局
- ・遊び道具の不備は事務局
- ・見守りボランティアの故意・不注意はボランティア個人
- ・それ以外の子どものケガ、事故は自己責任

状況	町 (主催者)	事務局 (委託事業者)	見守り ボランティア	子どもの保護者
子どもが遊び中に事故に遭った(設備不具合等がない場合) 例：ボールおいかけ飛び出し車にぶつかった、遊んでいて転んでけがをした、	責任なし →跡地の安全管理は行責任。設備の不具合や安全対策の不備が原因の場合、行政に過失あり。	責任なし →プレハブ、デッキ、遊び道具の不備が原因の場合、過失あり。	責任なし →故意や重大な過失(危険な行動を見て止めなかった等)があれば、責任を問われる場合あり。	責任あり(自己責任) →民法上の監督責任がある。